

自己評価表【共通評価】（保育所版）

別紙2-1

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>園の保育理念として「生命を大切に、思いやりの心を育てる」を掲げ、ホームページやパンフレット、重要事項説明書等に明示して広く周知しています。重要事項説明書では保育理念の趣意に関する詳しい説明を記載し、園の方針や考えを積極的に伝えることで、保護者等の理解促進と認識の共有化を図ることが出来るよう工夫しています。職員には入職時や年度当初の職員会議、クラス会議等での説明のほか、全体的な計画にも記載して認識強化を図るとともに、目標管理面接でも理念に沿った個人目標を設定し、職員の実践と行動化を促しています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人として複数の保育園と高齢者福祉施設を運営し、連携を通じて社会福祉事業に関する様々な情報を得るほか、園独自にも横浜市・金沢区の地域福祉保健計画の動向や関係機関・団体からの情報収集を行っています。また、地域の園長会や幼保小連携事業等への参加を通じて地域の情報収集に努め、園の事業運営に反映しています。園の事業収支や稼働状況等を法人本部と情報共有して分析し、地域の実情に応じた運営に努めています。なお、園近隣の高齢・障害福祉事業所との交流を行っていますが、社会福祉全体の動向把握・分析は行っていません。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>行政や法人内外の関係機関との交流・連携を通じて、保育に関する様々な情報収集に努めるほか、運営状況を法人本部と共有・分析しながら、経営課題の明確化と改善に向けた協議を行っています。園の創立後20年余が経過し、一時保育や病後児保育など、地域の保育ニーズに対応した設備・環境整備とともに、さらなる保育の質向上のための人材育成・定着を目指した職員教育・研修体制の充実化に力を入れています。なお、保育に関する改善課題は、職員会議やクラス会議を通じて全体共有し実践に努めていますが、園の運営課題を全職員で共有化するまでには至っていません。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>園の保育理念・保育目標の実践とともに、社会情勢の変化に対応した今後の保育ビジョンとして、園独自に2020～2025年度の5か年にわたる中長期計画を策定しています。園の捉える経営課題として、①多様化する保育ニーズへの対応 ②地域における子育て支援 ③職員研修の充実化 ④子どもの健康と安全 ⑤労働環境改善と人材の育成・定着 の5項目を掲げ、達成に向けた具体的な取り組みの内容も明示して、段階的に推進することとしています。一方で、各々の経営課題の指標化や改善のための工程、実施期間等の明確化は行っていません。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>年度事業計画を策定し、保育理念とともに保育方針を詳細に記載して、職員の理解浸透と実践を促しています。当該年度の重点目標とクラス編成・職員配置数を明示するほか、具体的な保育内容や人材育成、地域子育て支援など、保育に関する年度の事業内容全体を明確化しています。また、一時保育等の事業や地域子育て支援イベントの開催頻度、目標人数等を数値化し、実施状況の評価・確認が出来るようにしています。一方、経年による劣化や新たな感染対策に向けた設備改修など、保育以外の記載がないほか、中長期計画と直接的な連動性はない内容となっています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 各年度で事業計画を策定し、当該年度の重点目標とクラス編成及び職員配置、人材育成など、年度全体にわたる保育の取り組み内容を明示しています。事業計画書の作成にあたっては、前年度の事業報告書の内容に基づき、園長が保育の実施状況を精査して次年度の目標設定を行うほか、クラス会議の協議内容や職員の意見を踏まえて次年度の計画内容に反映しています。事業報告書及び事業計画書は、年度後半から年度末にかけ実施時期や手順を定めて策定し、各クラスに配付するほか、年度当初の職員会議を通じて内容を説明し、理解浸透に努めています。		
		第三者評価結果
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 園の保護者会を発足し、定例開催しています。保護者会に園長が毎回必ず出席し、随時情報提供と保護者との意見交換を実施しています。事業計画書の内容は、年度当初の保護者会を通じて説明するとともに、保護者向けの情報公開用ファイルに事業計画書を綴じて園の正面玄関に設置し、来園者がいつでも閲覧できるようにしています。また、保護者会で実施した意見交換の内容や、各クラスの保護者から寄せられた要望の検討結果を会議録に掲載して園内の保護者会回覧板コーナーに掲示を行うなど、保護者への積極的な情報の発信と共有化に努めています。		

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 保育内容に関する自己評価を年1回実施し、2018年度からは第三者評価を定期的を受審しています。評価の結果は職員会議やクラス会議等で共有し、園全体で保育の質向上に努めています。自己評価結果及び第三者評価の受審結果は、園の情報公開用ファイルに綴じて正面玄関に配置し、来園者が随時閲覧出来るようにしています。クラス会議等を通じて職員間で相互に保育内容の振り返りと改善策を話し合うほか、年度の事業報告書で出された課題を次年度の事業計画書の内容に反映するなど、PDCAサイクルに沿って継続的に改善を図る体制を構築しています。		
		第三者評価結果
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 園の自己評価及び第三者評価の内容は、職員会議で説明し認識の共有化を図るとともに、クラス会議の検討結果や職員の意見を踏まえて改善課題を明確化し、事業計画書の重点目標に明文化して園全体で取り組みを行うこととしています。また、全体的な計画や年間指導計画の内容に反映するほか、クラス会議等で職員が相互に意見交換し、クラスごとの年間指導計画や月案、週案等に内容を盛り込み、園全体で課題の改善に取り組んでいます。改善策の実施状況は、毎月開催の職員会議やクラス会議等で進捗の状況の確認を実施しています。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は、事業計画書や全体的な計画等に園の事業運営に関する方針を明示し、年度当初の職員会議で全職員に対して自らの方針を説明しています。業務マニュアルに職務分担表を添付し、園長の職務と責任権限を明確化して職員に周知しているほか、保護者に対しても、園だよりを通じて自身の所信を表明するとともに、保護者会や年度切り替え時の新入園・進級オリエンテーション等の場面を通じて園の保育方針を説明しています。業務マニュアルに園長不在時の権限移譲と意思決定の順位を明示し、事故や災害発生時など緊急時の備えも行っています。		
		第三者評価結果
【11】	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は、外部研修や区の園長会など関係機関の会合への参加を通じて、保育・福祉のほか社会全般の法令遵守に関する学習と情報収集に努めています。園長を法令遵守の責任者に位置づけ、職員会議等を通じて説明するとともに、各種マニュアルの随所に根拠となる法制度を明記しています。また、全国保育士会倫理綱領を用いて内部研修を開催し、法令遵守の重要性について職員の理解・浸透を促しています。園の重要事項説明書に児童福祉法等の関係法令を遵守することを明文化し、園の法令遵守に対する取り組みの姿勢を明示するとともに、職員の自覚と意識の向上に繋げています。		

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
園長は、園の自己評価結果に基づき保育内容を分析・評価して、継続的に改善策を検討しています。改善課題は職員会議やクラス会議等を通じて全職員で協議するほか、会議の内容や職員の提案等も積極的に聴取し、全体的な計画や年間指導計画等に反映して改善に取り組んでいます。様々なテーマで内部研修を開催するとともに、園長が率先して園全体のモンテッソーリ教育の浸透に努めています。医療対応を含めた保育の知識・技術習得に向け、病後児保育に関する外部研修に一般のクラスの保育士派遣を提案するなど、保育の質向上に向けた指導力を発揮しています。		
		第三者評価結果
【13】	I-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
園の経営及び人事・労務・財務管理は、事務主任を中心に把握と分析を実施するほか、園長を通じて法人本部に報告し、園の特色や実情等を踏まえた課題共有に基づく経営改善と業務実効性の向上に努めています。各クラスの状況に応じた人員配置や、園建物の経年に伴う更衣室・職員休憩室の改修等の環境整備推進をはじめ、新型コロナウイルス等の感染防止のための機材導入や子ども同士の間隔を確保する備品の配置、保育スペースの効果的活用など、保育現場の実情に合わせた対応を実施しています。次年度以降もさらなる感染対策の充実化と環境整備の推進を予定しています。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>		
園の保育理念・保育方針の実現に向け、業務マニュアルに「望ましい保育士の資質・態度」や「サービスの基本5S」を明示して職員に周知し、自覚と実践を促しています。職務分担表を通じて職員階層別の役割・期待水準を明確化するほか、「神奈川県保育エキスパート等研修」を導入し、保育の基礎及び食育、安全衛生、保護者支援など全8項目からなる研修の修了とともに、モンテッソーリ教育資格取得に力を入れています。勤務経験年数を組み合わせたキャリア別研修を明示して受講を推奨し、個々の専門性と職務遂行の向上に取り組んでいます。福祉人材の確保に向け、ホームページ等に求人情報を発信するなど、積極的な採用活動を行っています。		
		第三者評価結果
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント>		
園の求める人材像を明示し、協調性と責任感、心身の健康保持、自己研鑽など5つの要素を掲げ、実践を促しています。法人として「等級制度」を導入し、職員の知識・技術・経験に応じた職員評価を実施するほか、毎年全職員を対象に年4回自己評価を実施し、個々の職員と園長・主任との面接を通じ四半期ごとに目標設定と中間の進捗確認、年度末の評価を行っています。また、全職員から年1回意向調査を募り、資格取得や配属の希望等、職場満足度等を聴取して職員の処遇改善に努めています。一方、職員が自身の将来像を描けるキャリアパスの構築は今後の課題となっています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント>		
職員の就業状況及び労務管理は園長を責任者とし、事務主任と情報共有しながら実施するほか、有給休暇の取得状況や時間外労働等についても、園長が毎月の勤務状況を確認し把握を行っています。職員の心身の健康管理に向けて定期的にストレスチェックを実施し、職員の変化に応じて随時声掛けや個別面談を実施するとともに、必要に応じて受診勧奨や法人本部の相談窓口に関する対応を行っています。福利厚生として、慶弔休暇や健診・予防接種費用の助成のほか、資格取得費用の支援等の福利厚生を実施し、職場環境改善と職員の定着率向上に努めています。計画としての位置づけや明文化は行っていません。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント>		
業務マニュアルに「望ましい保育士の資質や態度」「サービスの基本」「勤務の心得」など園が求める職員像を詳細に明示して、職員に周知と実践を促しています。法人として等級制度を導入するとともに、全職員を対象に年4回の自己評価を実施し、年4回主任・園長との面談を通じて取り組み状況の確認・評価を行っています。自己評価の内容は、接遇や保育の専門性、守秘義務、権利擁護、衛生管理、安全、保護者支援及び自己研鑽など全17項目で構成するほか、職員と上席者のコメントを対比で記載し、より客観的な評価が実施できるよう配慮しています。		

		第三者評価結果
【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント>		
<p>園の求める人材像を業務マニュアルに明文化し、日々の保育場面での実践・行動化を促すとともに、職務分担表等に各職員の役割・責務を明示して、適切な職務遂行の意識付けを図っています。等級制度を導入し、等級ごとに必要とされる専門技術や資格等を明示しています。非常勤職員を含む全職員を対象に内部研修を開催し、年度の研修計画に基づき幼児教育や防災・防犯、モンテッソーリ教育など、様々なテーマで定期実施しています。研修終了後は参加者からアンケートを取り、次回以降の研修内容に反映するほか、年度末に研修成果を踏まえた研修計画の見直しも行っています。</p>		
		第三者評価結果
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント>		
<p>職員の資格や知識・技術の習得状況は、園長・事務主任で把握と管理を行っています。業務マニュアルを整備し、保育に関する基礎的な知識・技術をはじめ、職員の接遇態度や子ども・保護者の人権擁護とプライバシーの配慮、記録作成及び文書管理など、詳細な内容を網羅して職員教育を行っています。実務では、先輩職員を担当者に配置してOJTを実施するほか、テーマに応じて内部研修に外部講師を招聘するなど、研修内容の充実化にも努めています。内部研修はより多くの職員が参加できるように開催日時に配慮を行うほか、外部研修への職員派遣も積極的に認めています。</p>		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント>		
<p>園として実習生の積極的な受け入れを推進し、神奈川県内外の福祉系大学・専門学校等から保育士の現場実習を多数受け入れています。実習担当者に保育主任を配置し、受け入れマニュアルを策定して具体的な手順や実習の進め方、養成校との連携など具体的な対応を明確化しています。また、近隣の中学・高校生の職業体験や大学のインターンシップの受け入れを実施するほか、日本モンテッソーリ教育研修所の教員資格を有する職員を配置し、指定実習園として教育実習生の受け入れも行っています。なお、園の実習生受け入れに関する基本姿勢及び意義・目的の明文化は行っていません。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>		
<p>園のホームページを開設し、保育理念と保育方針、実施事業及び利用定員等を掲載しているほか、ページ上の平面図をクリックするとそれぞれの保育環境・設備の写真が表示され、園内の様子が伝わりやすくなるよう工夫しています。ホームページで苦情・相談の状況や第三者評価の結果を公表しているほか、運営規定や決算資料等を情報公開資料として正面玄関に配置し、来訪者が随時閲覧できるようにしています。また、法人のホームページを通じて、沿革と関連事業の紹介のほか定款や役員名簿、法人全体の決算書類等を掲載し、広く情報公開に努めています。</p>		
		第三者評価結果
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		
<p>法人共通の規程集を策定し、事務規程や給与規程、就業規則など組織運営のルールを明文化するとともに、経理規程を定めて法人及び園の経理事務の内容を明確化しています。また、社会保険労務士や税理士、公認会計士など外部の専門家からの助言・指導を取り入れ、経営の改善に努めています。また、法人幹事による内部監査に加え、会計監査法人による外部監査をそれぞれ年1回実施して、適正な事業運営に配慮しています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を上げるための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>事業計画書に「地域子育て支援」を掲げ、園の機能を地域資源として提供することを明文化し、園庭開放や育児講座及び育児相談、親子の園見学と給食体験、絵本貸し出しなど地域に向けた様々な子育て支援に取り組んでいます。全体的な計画にも「地域への支援」を掲げ、実習生の受け入れや小中学校・高齢者との交流を明示して、近隣のケアプラザや地区センター等との交流や中学生の職業体験の受け入れを実施しています。「赤ちゃんの駅」としておむつ替えや授乳スペースの提供を行うほか、近隣保育園と合同で子育てイベントの開催等も行っています。</p>		

		第三者評価結果
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>		
ボランティアマニュアルを策定し具体的な対応手順を定めているほか、事前オリエンテーションを実施して守秘義務など配慮事項を説明しています。2020年度は農業や園行事開催時の手伝いボランティアなど、5団体の受け入れ実績があります。一方、ボランティアの受け入れに関する基本姿勢や方針は明示していません。全体的な計画の「地域への支援」の一環として学校教育への協力を位置づけ、地域の幼稚園や小学校との連携推進に努めるほか、地元中学・高校の職業体験や大学のインターンシップ等を受け入れています。また、地元の小中学校に職業講話の講師として保育士を派遣しています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント>		
行政や医療機関など地域の関係機関をリスト化するとともに、園内の会議等を通じて各関係機関の機能や特性を職員間で共有しています。金沢区の園長会や幼保小連携事業・連絡協議会に参画し、研修会や事例検討を通じて、小学校進学に伴う幼児期から児童期の円滑な移行に向けた、関係機関同士の連携推進に努めています。卒園後の子ども・保護者からの相談に随時応じるほか、虐待が疑われる事例には横浜市南部児童相談所や金沢区こども家庭支援課等の関係機関と連携して迅速に対処する体制を構築しています。一方、地域のネットワーク化に向けた取り組みは今後の課題となっています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>		
「子育てひろば常設園」として横浜市の指定を受け、園庭開放や育児講座、交流保育など積極的に子育て支援の取組を推進しています。金沢区の園長会や幼保小連携事業などに参画し、保育園同士の交流や小学校・幼稚園等の関係機関との連携推進に協力を行うとともに、金沢区子育て支援会議にも参加し、相談事業への職員派遣や保育に関する情報提供など、地域の子育て世代を支援するための様々な取り組みを行っています。「赤ちゃんの駅」として園の設備を提供するほか、育児相談を通じて地域の子育て支援に関するニーズの把握に努めています。		
		第三者評価結果
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>		
地域の子育て支援の重要拠点として、病後児保育や一時保育、子育てひろば等を開設し、園庭開放や育児講座、育児相談等の地域交流事業を実施するほか、近隣保育園と協働し、商業施設で子育て支援イベントを開催するなど、地域交流の促進と専門機能を活用した地域コミュニティの活性化にも尽力しています。「赤ちゃんの駅」としての機能や、東日本大震災の発生当時は地域の親子の求めに応じて園の建物を避難所として活用した事例もあるなど、子育て世代に対する施設機能の提供を行っていますが、地域の防災のための取り組みは今後の課題となっています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		
保育理念に子どもの人権尊重を謳い、園内に掲示し職員・保護者に周知しています。業務マニュアル「人権を配慮した保育」には、食事や排泄、睡眠、性差など具体的な場面を挙げて配慮すべきことが記載されています。マニュアルは、4月の職員会議で読み合わせをし、確認しています。保育士は、個々の子どもの発達や成長に合わせた働きかけをし、その子の良さを引き出し、伸ばせるように支援しています。週1回のクラス会議では、保育の中で気づいたことを話し合い、改善に向けて取り組んでいます。外国籍など、文化や生活習慣の違いも尊重し、宗教食などにも対応しています。		
		第三者評価結果
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>		
業務マニュアルに子ども・保護者のプライバシー保護について明記し、年度始めに読み合わせをしています。幼児トイレは男女別として個室にドアをつける、着替えは外から見えないように棚で仕切られた場所で行うなど、子どものプライバシーに配慮しているほか、シャワー時やおむつ替え時には扉を閉める、散歩の時には名札を外す等の対応も行っています。プールは屋上で行っていますが、周りに目隠しのシートをつけています。「園ガイド」の「プライバシーを守るために」で連絡網や写真、動画、アルバム作成など、園の取り組みを具体的に記載し、入園時に保護者に説明しています。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>		
<p>パンフレット、ホームページで利用希望者等に情報提供しています。パンフレットを金沢区役所や近隣の商業施設、地域の子育て支援イベントなどに置いています。ホームページには、理念や方針、保育内容、モンテッソーリ教育等の他、園だよりや給食だより等を掲載し、園の雰囲気や伝わるようにしています。見学は土曜日に設定し、一日3回、1回3組で実施しています。見学時には、園長がパンフレットを用いて園内を案内し、見学者の質問に答えています。通常は活動の様子を見てもらっていますが、コロナ禍のため教具や作品を見てもらい、説明しています。</p>		
		第三者評価結果
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>		
<p>入園前に入園オリエンテーションを行い、園長、保育主任、事務主任、看護師が「重要事項説明書及び園ガイド」を用いて理念や方針、保育内容、費用、約束事等を説明し、同意書に署名してもらっています。持ち物の実物を見せたり、型紙を貸し出すなど、工夫しています。病後児保育の利用方法についても説明しています。入園オリエンテーション後には、園長、主任、担任で面談を行い、保護者の要望を聞いています。配慮が必要な保護者には、個別対応のほか通訳ボランティアの同席を受け入れる等の工夫しています。進級児の保護者には、進級オリエンテーションで年度の方針や変更事項を説明しています。</p>		
		第三者評価結果
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>		
<p>途中転園する場合には、引継ぎ文書などは作成していませんが、保護者から要望があれば、相談にのったり、転園先からの問い合わせに応じるなどしています。卒園児には、いつでも遊びに来るように声をかけ、7月の夏祭りに招待しています。中学生や高校生になっても園に遊びに来る子どももいます。</p>		
(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>保育士は、日々の子どもの言葉や姿から子どもの満足を把握しています。保護者に対しては、行事後のアンケートや懇談会、個人面談で意見や要望を聞いています。一日保育の体験時には給食の試食や個人面談も行い、実施後はアンケートで保護者の感想や意見を聞いています。保護者会役員会には園長が出席し、役員が各クラスから吸い上げた保護者の意見を聞いています。把握した保護者の意見は、内容に応じてクラス会議や職員会議、リーダー会議で対応について検討しています。園庭の砂が保育室に入るとの意見を受けて清掃方法を見直したなどの事例があります。</p>		
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント>		
<p>相談・苦情受付担当は事務主任、相談・苦情解決責任者は園長で、第三者委員3名を設置しています。苦情解決の仕組みを「園ガイド」およびホームページに掲載するとともに、園内に掲示し、保護者に周知しています。苦情申出書と意見箱を玄関に設置するほか、行事後には保護者アンケートを実施しています。苦情内容と検討内容、保護者への対応などは適切に記録し、苦情とその対応策は、必ず保護者にフィードバックしています。園全体に関わる内容及び改善については、園だよりや掲示で保護者に伝達するとともに、園のホームページでも公表しています。</p>		
		第三者評価結果
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント>		
<p>第三者委員3名の氏名と役職、電話番号を「園ガイド」、ホームページ、掲示で保護者に紹介し、直接申し立てることができるようにしています。外部の相談窓口として横浜市福祉調整委員会の窓口を紹介しています。懇談会や個人面談、意見箱、連絡帳(全園児)、アンケートなど、保護者が意見を言える機会を複数用意しています。また、保護者会のクラス役員を通して意見を述べることもできます。保護者から相談があった場合には、正面玄関入口横の多目的スペースや園長室を用いています。多目的スペースにはカーテンを設置し、プライバシーにも配慮しています。</p>		

		第三者評価結果
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント>		
<p>マニュアル「意見・要望・苦情・不満を解決するための規程」があり、職員に周知しています。マニュアルは毎年見直しをしています。朝夕の送迎時には、職員は保護者とコミュニケーションを取って意見や要望を聞き取るように努めています。必要に応じて個人面談を設定し、保護者の相談にのっています。内容は、記録するとともにクラス会議で報告して共有し、対応について検討しています。内容によっては、職員会議やリーダー会議で検討しています。保育理念に関わる意見が保護者から寄せられたことで、職員皆で理念についてのディスカッションを重ね、理念への理解が深まったなどの事例があります。</p>		
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>		
<p>リスクマネジメントの責任者は園長で、「事故防止・事故発生時の対応・事故予防」マニュアルを整備し、職員会議や園内研修で周知しています。事故やヒヤリハットは「受診記録」「インシデント記録」「けが・かみつき・ひっかき記録」に記録し、看護師が集計・要因分析をして毎月の職員会議で報告し、改善策の検討をしています。ヒヤリハット事例を受けて園庭の使い方を見直し、乳児・幼児の時間を分け、年齢にふさわしい遊びを安全に楽しめるようにしたなどの事例があります。安全確保や事故防止に関する外部研修に参加した職員は、職員会議で報告し、環境の見直しを行うなど保育現場に活かしています。</p>		
		第三者評価結果
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>感染症対策の責任者は園長で、看護師を中心にして対策をしています。感染症対策マニュアルがあり、定期及び随時で情報の更新と見直しを実施しています。今年度は、「新型コロナウイルス対応マニュアル」を作成し、消毒や手洗いの徹底、食事や活動、午睡時の密にならないような工夫などの対策をしています。マニュアルは、最新情報が入る都度見直しを行い、会議で伝えるとともに休憩室に掲示し周知徹底を図っています。また、嘔吐処理対応などの園内研修もしています。保護者に対しては、毎月の保健だよりや掲示、メールで感染症の情報を提供しています。</p>		
		第三者評価結果
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
<コメント>		
<p>防災対策マニュアル、防災・防犯計画、復旧計画を整備し、自衛消防体制を整備しています。毎月、火災や地震などを想定した避難訓練を実施していて、年2回の通報訓練と年1回の引き取り訓練も実施しています。散歩時には地域防災拠点や広域避難場所へのルートを子どもと一緒に歩いています。保護者に対しては、掲示や伝言ダイヤル、メール配信で連絡する体制を整えています。3日分の防災備蓄を整備し栄養士がリストで管理するほか、非常食の試食体験も行っています。なお、今後はさらなる防災体制の充実化に向け、近隣福祉施設と連携して対応する体制を構築することが期待されます。</p>		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>		
<p>保育の基礎や入退園の流れ、接遇、記録文書の取り扱いなど標準的な内容を網羅した業務マニュアルのほか、保健・衛生、事故対応等各種マニュアルを整備し、定期的な読み合わせやOJTを通じて職員間で活用しています。子ども・保護者の人権やプライバシー保護についても、具体例と詳細な解説を添付してマニュアルに掲載し、個別性尊重を明記して周知徹底に努めています。保育実践では、心身の発達状況に合わせた縦割り保育を基本に、クラス会議等を通じて職員間で話し合い指導計画に反映して対応を行うなど、子どもの個性を伸ばす関わりに努めています。</p>		
		第三者評価結果
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>		
<p>各種マニュアルの見直しは事務主任と園長が担当し、毎年度末に必ず実施することをルール化しています。また、制度変更や最新情報が追加された場合など、状況変化に応じて随時改訂・更新を行っています。また、保育に関する内容については、職員の意見に基づいて職員会議やクラス会議で検討し、保育環境や遊びの進め方などの検証と見直しを実施しています。保護者からの意見も積極的に取り入れ、指導計画の内容を反映しながら随時見直し・改訂を行っています。</p>		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント>		
<p>児童票や健康調査票等を用いて子どもの状態把握を実施するほか、日々の会話や連絡帳の記載内容、個別面談等を通じて保護者の意向把握に努めています。子どもの成長・発達の状況を踏まえてクラスごとに協議を行い、全体的な計画に沿って年間指導計画や月案等を作成して職員間で認識共有を図っています。食物アレルギーなど個別の課題がある場合は、看護師や栄養士を交えて対応を話し合うほか、疾患や障がいがあるケースは園の嘱託医や金沢区のこども家庭支援課、横浜市南部地域療育センター等と随時連携して指導計画に反映しています。0歳児及び特別な課題がある場合は個別に指導計画を策定しています。</p>		
		第三者評価結果
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント>		
<p>年間指導計画の内容は3か月ごとに、月案は毎月評価・見直しを実施するほか、クラス会議で子どもの課題と具体的な対応を協議し修正・変更しています。変更後の指導計画は、個別記録にファイルし情報共有するとともに、口頭伝達や緊急ボードを用いるなどして認識の統一化に努めています。評価・見直しで明らかになった課題は職員会議で協議し、保育の質向上に生かしています。子どもの状態や家庭の状況に変化がある場合は緊急的に指導計画を変更し、成長・発達の経過や指導計画の変更前後の連動性に配慮して策定しています。一方、緊急的な見直しを行う基準の明確化は今後の課題となっています。</p>		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>		
<p>子どもの健康状態や家庭状況、連絡先等を統一様式に記載して情報を整理するとともに、健康診断や身体測定の結果や子どもの成長・発達の経過を個別記録にファイルし、園全体で情報の共有化を図っています。また、個人活動記録・経過記録と指導計画・週案に連動性・整合性があるか随時各クラスのチーフが確認を行っています。業務マニュアルに記録の取り扱い及び記載方法を明示し、使用頻度の高い単語や間違いやすい漢字、不適切な書き方など具体例を示しているほか、各クラスのチーフが記録方法の指導を行うなど、記録方法の標準化と手順の統一化を図っています。</p>		
		第三者評価結果
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント>		
<p>個人情報保護規程を策定し、保育に関する記録の取扱方法と利用目的、情報の提供・開示等の詳細を定めています。職員から守秘義務・個人情報保護に関する誓約書を取得するとともに、服務規律に個人情報の不正利用時の罰則等を明示して全職員に周知徹底を促しています。入職時及び年1回個人情報保護に関する内部研修を実施しているほか、実習生やボランティアに対しても事前のオリエンテーションで守秘義務等の説明を行っています。保護者に対しても、重要事項説明書を通じて個人情報とプライバシー保護に関する説明に加え、写真や動画の使用に関する同意書を取得しています。</p>		

別紙2-2

【内容評価】

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント>		
<p>全体的な計画は、児童福祉法、子どもの権利条約、保育所保育指針の趣旨をとらえ、保育理念、保育方針、保育目標に基づき作成されています。全体的な計画には、年齢ごとの養護と教育（五領域）の保育内容とともに、「地域の実態に対応した事業」「子どもの保育目標」「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「小学校との連携」「食育」などが明記されていて、園の保育内容が一目で分かるものとなっています。全体的な計画は、年度末に前年度の振り返りを基にクラス会議、職員会議で見直しをして作成し、職員間で共有して年間指導計画に反映しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント>		
<p>保育室に温湿度計、エアコン、加湿器付空気清浄機、床暖房（乳児保育室、ホール）を設置し、コロナ禍のため常時窓を開けて換気をして適切な状態を保持しています。掃除マニュアル、清掃チェック表を用いて清掃をし、新型コロナウイルス感染症対策として清掃や消毒の回数を増やしています。寝具は、3か月に1回業者による消毒を行い、3年に1回、入れ替えています。</p> <p>保育室は、一人ひとりの子どもが落ち着いて活動に取り組めるよう、コーナーや壁に面したテーブル配置を行うなどの工夫を行っています。絵本コーナーもあり、自由遊びの時間には友だちと絵本を読んで過ごすことができます。0歳児、1・2歳児保育室は食事と午睡の機能別空間が確保されています。幼児は、ランチルームで食事をしていますが、コロナ禍のため3グループに分けてランチルームと保育室で食事をし、午睡のスペースも密にならないよう限られたスペースの中で工夫を凝らしています。トイレは定期的に清掃が行われていて、清潔に保たれています。</p>		
		第三者評価結果
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント>		
<p>一人ひとりの子どもの発達状況や家庭環境を把握し、クラス会議で複数担任で共有し、個々の子どもの姿に合わせた対応をしています。保育士は、子どもに「～したかったの」「～しようと思ったの」などと声をかけて子どもの気持ちを代弁し、子どもが自分の思いを言葉で発信できるように働きかけています。言葉で自分の気持ちを伝えられない子どもには、「～だから～だよね」などと子どもの気持ちを分析して声をかけ、子どもに寄り添い、子どもの気持ちを聞き出しています。このような働きかけのもと、子どもたちは徐々に自分の気持ちを伝えられるように育っていて、観察時には乳児でも「手伝ってください」と発信している姿が確認できました。保育士は、否定的な言葉を使わないよう心掛けるとともに、子どもが活動に参加したくない場合でも強制することなく、自らやりたいという気持ちになるよう言葉掛けをしたり、保育士と一緒にやってみせるなど個々の状況に合わせた対応を行っています。</p>		
		第三者評価結果
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>		
<p>保育室は、子どもの動線に合わせて生活しやすいように配慮し、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣を身につけることができるように環境設定されています。棚やかごには個々のマークが貼られ、玄関には服のたたみ方、手洗い場には手の洗い方の写真を掲示するなど、子どもが自分で何をやるかを理解できるよう工夫されています。</p> <p>保育士は、子どものやりたいという気持ちを大切に見守り、服を並べるなどしてやりやすいように整えたり、やり方のヒントを出したり、「～しようか」と声をかけて出来ない所を手助けしたりと、それぞれの子どもが今何をやりたいかを見極めて援助しています。0歳児から自分の服を脱いだりしまったりし、幼児は午睡用の寝具のシーツ掛けまで全てを自分でやることできるように育っています。トイレトレーニングは0歳児でトイレに座ってみることから始め、子どもの姿を保護者に伝えて意向を確認するなど、基本的な生活習慣の習得にあたっては家庭と連携し、一緒に取り組めるようにしています。</p>		

		第三者評価結果
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊にする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室には、モンテッソーリ教育の教具が子どもの目線に合わせて並べられていて、「おしごと」とよばれる活動の時間には、子どもたちは個々の課題に沿った教具を自分で選んで集中して取り組んでいます。デイリープログラムは動と静、「おしごと」と一斉活動、自由遊びがバランス良く組み合わせられたものとなっています。</p> <p>晴れていれば毎日園庭で遊んだり、近隣の散歩に出かけたりし、身体を思いっきり動かしたり、季節の自然に触れたりしています。園庭には築山や鉄棒、アスレチック、砂場などが設置されていて、友だちと楽しく遊びながら身体を鍛えることができます。畑で野菜を育て、収穫する経験もしています。</p> <p>1・2歳児、3・4・5歳児は異年齢の縦割りクラスとなっていて、年上の子どもが年下の子どもに教えたり、年下の子どもが年上の姿にあこがれ見習う姿が日常的にあります。3歳からは、運動、音楽、リズム、5歳児は英語、茶道の外部の専門家による専科の時間があります。</p>		
		第三者評価結果
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室は、遊び、食事、睡眠、排泄など機能別の空間に分かれていて、毎日の生活の中で子どもが安心し、落ち着いて生活できるようにになっています。0歳児専用のテラスの園庭があり、安全に遊べるようになっています。プール遊びも専用園庭で行っています。ゆるやかな担当制となっていて、食事などの生活面を同じ保育士が担当することで、子どもとの愛着関係が形成されるようになっています。保育士は、子どもの目線に合わせてたくさん話しかけて子どもの言葉や表情に応えているので、子どもたちも安心して保育士に甘えています。1歳児～5歳児は1階受付で受け入れています。0歳児は受け入れを保育室の前室で行い、担任が保護者と子どもの様子について密に情報交換しています。入園初日に離乳食を保護者に食べさせてもらって栄養士、担任が量や形態、柔らかさなどを確認して家庭に合わせて始めるなど、家庭と連携し、安心して子育てできるよう支援しています。</p>		
		第三者評価結果
【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況や家庭環境・課題についてクラス担任間で共有し、子どもが自分らしさを発揮し、意欲的に活動できるように支援しています。保育士は子どもの自分でやりたいという気持ちを大切に見守り、個々に合わせて声がけをして励ましたり、やりやすいように調整したりしています。子どもの「やりたくない」「やってみたくて、できない」「手伝ってもらいたい」などの気持ちを受け止めて言葉で伝えるように働きかけ、タイミングを見計らって必要な手助けをしています。</p> <p>保育室には、子どもが主体的に遊べるようにモンテッソーリ保育の教具が並べられ、おもちゃや絵本のコーナーも設けられています。また、ホールに身体を動かせるコーナーを設定することもあります。子どもたちは一人で集中して「おしごと」をしたり、友だちとごっこ遊びをしたり、のびのびと身体を動かしたりしています。友だちとのもめ事の場面では、保育士は、双方の気持ちを丁寧に聞き、言葉を足して代弁して仲立ちしています。</p>		
		第三者評価結果
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3・4・5歳児は異年齢縦割りの2クラスとなっていて、自由遊びやモンテッソーリ保育の「おしごと」、散歩などは異年齢で行うことが多いですが、運動や英語、リズムなどの専科や製作などは年齢ごとに行い、年齢にあった集団活動ができるようにしています。今年度は、コロナ禍のため夏祭りが中止となりましたが、子どもからの声をうけてお店屋さんごっこをしました。5歳児が中心となって会議を開いて何をやりたいかを話し合い、段ボール等を活用して屋台を作り、お面、ヨーヨー、アイスクリームなどのお店を出し、1・2歳児を招待して皆で楽しみました。一緒に活動をする中で、子どもたちは、友だちと一緒に一つのことをやり遂げる楽しさや達成感を味わい、5歳児はリーダーとしての自覚を持ち、3・4歳児はあこがれを持って真似をしています。例年は、乳児当番として5歳児が、乳児の手伝いに行っています。保護者に対しては、お便りや写真などで子どもの様子を伝え、保護者が子どもの成長を感じられるようにしています。</p>		

		第三者評価結果
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>園舎はバリアフリー構造で多目的トイレもあります。絵本コーナーなど子どもが落ち着いて過ごせるようなスペースが用意されています。エレベーターはありませんが、身体に障がいがある子どもが入所した場合には、抱っこするなどして対応しています。障がいの特性に応じた個別支援計画を作成し、個別の記録もつけています。保護者の同意を得て横浜市南部地域療育センターや金沢区こども家庭支援課等のアドバイスや助言を受けています。</p> <p>保護者とは、日々の会話や個人面談、連絡帳で密に子どもの様子について情報交換しています。情報は全職員で共有し、皆が同じ対応ができるようになっています。</p> <p>クラスは複数担任となっていて、個別に対応したり、他の子どもたちとの間を仲立ちすることで、一緒に生活できるように支援しています。一緒に生活する中で子どもたちはお互いを認め合っていて、自然に手助けするなどしています。保護者に対しては、「園ガイド」に障害児保育についての園の方針を記載し、入園オリエンテーションで説明しています。</p>		
		第三者評価結果
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント>		
<p>デイリープログラムは7時～20時までの一日の生活を見通したものとなっています。18時30分までは、3・4・5歳児、1・2歳児、0歳児に分かれて過ごし、ブロックやボードゲーム、人形の家など家庭的な玩具を用意し、子どもがゆっくりと遊べるようにしています。3・4・5歳児はホールで過ごしています。18時からは、延長保育の子どもは一時保育室で合同で過ごします。一時保育室は、畳スペースを備えた家庭のような造りになっていて、子どもたちは、家庭にいるかのようにのんびりとくつろいで、夕おやつか夕食を食べ、保育士と一緒に好きな遊びをしてお迎えを待ちます。毎日、16時に各クラスの保育士で会議してその日の子どもの様子やケガ、体調等について情報共有し、遅番の保育士へ連絡ボードと口頭で伝達事項を引継いでいます。緊急を要することは事務室の緊急ボードに記載したり、翌朝への引継ぎは付箋を用いるなど伝達漏れがないように工夫していますが、情報伝達のさらなる徹底が必要ととらえています。</p>		
		第三者評価結果
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント>		
<p>全体的な計画、年間指導計画に小学校との連携を記載し、アプローチプログラムを作成して就学への取り組みをしています。例年は、年に数回小学校と交流していますが、今年度は小学校5年生が手作りの紙芝居を持ってきて5歳児への読み聞かせをしました。幼保小連携事業の会議に園長、5歳児担任が参加し、小学校の授業参観に行くなどして情報交換しています。保護者に対しては例年は懇談会で小学校校長が学校の話をするなどしていますが、今年度は個人懇談で保護者の相談に応じ、就学への不安が解消するようになりました。4歳児の終わりから午睡を減らし、ドッジボールなどルールがある遊びをしたり、専科の活動をしたりしています。5歳児には、ハンカチを使う練習や傘を持って歩く練習もしています。就学にあたっては保育所児童保育要録を作成し、就学先の小学校へ送付しています。小学校教諭が園児の様子を見に来て聞き取りをするなど、連携して就学がスムーズにいくようにしています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント>		
<p>保健マニュアルを基に、年間保健計画を作成し、看護師が中心となって子どもの健康管理を実施しています。子どもの体調悪化やケガは看護師が確認して記録し、それを基に保護者に子どもの様子を伝えています。37.5度以上の発熱は、保護者に連絡し、お迎えが来るまで正面玄関横の多目的スペースで過ごします。入園時に既往症や予防接種等の情報を保護者に「予防接種記録・健康記録」に記載してもらい、その後は保護者の提出した「予防接種・健康診断確認届」を基に看護師が追記しています。情報は、クラス会議や職員会議で共有しています。「園ガイド」に健康に関する園の方針を記載して入園時に説明しています。</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)に関しては、年度始めにクラスでマニュアルの読み合わせをし、0歳児は5分おき、1・2歳児は10分おきに呼吸チェックをし、記録しています。保護者に対しては「保健・衛生ガイド」に記載して個々に配付するとともに、入園オリエンテーションでも説明し、周知に努めています。</p>		
		第三者評価結果
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
<コメント>		
<p>年2回の内科健診と歯科健診、年1回の視聴覚健診(3歳児)と尿検査(2歳児以上)、毎月の身体測定を実施しています。健診や身体測定の結果は健康記録、歯科健診の結果は歯科健診記録に記録しています。結果は「健康診断の結果」を用いて保護者に伝え、受診が必要な場合には結果の報告を受けています。健診結果はクラス会議で職員間で共有していますが、受診結果を踏まえて、保健計画に反映させるまでには至っていません。歯科健診時には、歯科衛生士が模型を用いて歯磨き指導をしたり、手洗いチェッカーを用いた手洗い指導など、子どもへの健康教育をしています。</p>		

		第三者評価結果
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>		
<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、園内研修で周知しています。一時保育や病後児保育も実施しているので、該当児がいなくとも毎年エピペン（アナフィラキシー補助治療剤）の研修をしています。アレルギーがある子どもに対しては、医師が記載した「保育所におけるアレルギー等生活管理指導表」を基に、園長、担任、看護師、栄養士が保護者と面接し、必要な対応をしています。</p> <p>毎月の献立表を看護師、栄養士がチェックした上で、担任が保護者とアレルギー面談で確認してもらい、除去食を提供しています。除去食提供にあたっては、別トレイと別食器、名札を用い、受け渡し時、提供時に職員間で確認しています。子どもにアレルギーパッチをつけてもらい、テーブルも別にし、傍に職員がついて誤食を防いでいます。アレルギー児用の非常食も備蓄しています。保護者に対しては、「園ガイド」に記載して入園時に説明し、アレルギー児がいるので園内に飲食物を持ち込まないように呼びかけるなどしています。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>		
<p>全体的な計画に、「子どもの生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる経験を積み食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子どもに成長する」と記載し、食育計画を作成して野菜の栽培や収穫、空豆の皮むき等の下準備、クッキングなどの食育活動をしています。平仮名で書かれたメニューを用意し、3色食品群の表に食材を書き入れるなどの活動を通して、子どもが食事を身近に感じられるようにしています。当番活動が盛んで、通常は給食当番が見本を見ながら量を確認してよそっていますが、コロナ禍のため保育士がよそっています。子どもが苦手な食材については、保育士は一口だけでも食べるように声かけしますが、食べることを強制しないことを共通認識としています。保育士は、「おいしいね」などの声かけをしたり、食べやすいように隅よせたり、食べさせたりと個々に合わせた援助をしています。</p> <p>保護者には、給食日よりやサンプル写真の掲示などで発信しています。例年は一日保育士体験時や夏祭りで試食する機会を作っています。</p>		
		第三者評価結果
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>		
<p>旬の食材を用いた季節感のある献立で、サンマや鯖などの青魚やレバーなども用い、子どもが様々な食材を経験できるようにしています。畑で栽培したサツマイモやジャガイモ、大根などを献立に取り入れ、子どもが食への関心を高められるようにしています。桜餅や水ようかん、月見団子などの季節の行事食も提供しています。例年は、親への感謝を込めたクッキー作りや、お泊まり保育のカレー作りなどのクッキング活動をしています。コロナ禍のため子どものリクエストを聞いてお祭り週間に焼きそばやかき氷を出したり、クリスマスケーキのトッピングや飾り付けをするなど工夫しています。3月には、5歳児の希望を聞きリクエストメニューを提供しています。</p> <p>残食を記録するとともに、栄養士が子どもの食べる様子を見て回ったり、保育士から様子を聞いたりして喫食状況を把握し、献立や調理方法に反映しています。ランチルームが調理室と面していて、子どもが食べる様子を見ることができます。調理室の衛生管理は、マニュアルに基づき適切に行われています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携		第三者評価結果
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>		
<p>乳児は毎日、幼児は必要に応じて連絡帳を用いて保護者と情報交換しています。幼児は、1か月ごとに個人記録をまとめ、保護者とやり取りしています。朝夕の送迎時には、保護者と会話をし、子どもの様子について情報交換しています。進級オリエンテーションや年1回のクラス懇談会で、園の方針や保育内容子どもの様子について保護者に伝えています。</p> <p>例年は、一日保育士体験として保護者が園で子どもと一緒に過ごす機会を設けています。給食の試食と個人面談も行い、体験後には保護者の感想も書いてもらっていて、保護者の園への理解を深める機会となっています。コロナ禍のため、保護者参加行事が難しくなっていますが、懇談会の代わりに個人懇談を行ったり、日常の保育の様子を写真にとって入口に掲示するなど、工夫しています。緊急事態宣言時の登園自粛している家庭にお便りと教材を投函したところ、保護者に好評で、お礼の手紙が多く届きました。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登降園時には、連絡帳だけでなく保護者と会話をしてコミュニケーションを取り、保護者との信頼関係を築くように心掛けています。引き渡しは担当保育士が伝達事項を伝えていますが、個別に伝えたいことがある場合には担任が対応し、保護者の声を聞き取り相談に応じています。相談は随時受け付け、必要に応じて個人面談を設定するなどしています。相談内容によっては、クラスチーフや主任、園長が同席することもあります。相談内容はクラス会議や16時の会議で職員間で共有して記録し、継続的にフォローできるようにしています。年1回の個人面談時には、保護者に事前にアンケートを取るとともに、クラスで伝えたいことを整理して園長・主任がチェックし、双方が伝えたいことを整理することで相互理解が深まるよう工夫しています。</p>		
		第三者評価結果
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待の定義や園の役割、発見のポイントなどを記載した「虐待防止マニュアル」を整備し、各クラスで読み合わせをしています。マニュアルは毎年度末に見直しています。虐待の外部研修に参加した職員は、園内研修で伝達しています。保育士は、子どもと保護者の様子を見守り、気になる事例があった場合には、クラス会議や夕方の会議で報告し、職員皆で見守っています。虐待を発見した場合や疑われる場合には、金沢区の保健師やこども家庭支援課、横浜市南部児童相談所と連携する体制ができています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画や日誌には反省・評価の欄が設けられていて、自己の保育を常に振り返る仕組みができています。保育士は、一人ひとりの育ちを大切に保育に向き合い、自己評価もその視点で行っています。自己評価の結果は次期の計画に反映しています。また、職員は自己評価チェックリストを用いて年4回自己評価をしています。自己評価チェックリストは理念や方針プライバシー保護、人権などの基本的な項目と保育士などの職務ごとの専門分野の項目があり、総合的に自己の取り組みを振り返ることができます。自己評価の結果はクラス会議で話し合い、保育の改善につなげています。年度末には「保育所における自己点検・自己評価」を用いてクラスで話し合い、それらに基づいて園としての自己評価を作成しています。</p>		